

## 裁 決 書

審査請求人

住所 埼玉県加須市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

処分庁

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が平成29年2月7日付けで提起した処分庁加須市長による国民健康保険税を徴収するために行った債権の差押処分（平成29年1月10日付け北市税発第336号）及び当該債権に係る換価代金等の配当処分（平成29年1月13日付け北市税発第339号）（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（国民健康保険税滞納処分に係る審査請求事件（平成29年第1号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が滞納している国民健康保険税及び延滞金を徴収するため、平成29年1月10日、審査請求人の預金債権のうち、本税〇〇〇〇円及び当該日までの延滞金〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇円の差押処分を行った。
- 2 処分庁は、平成29年1月10日付けで差押えた債権を取立て、同月13日付けで当該債権に係る換価代金等の配当処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成29年2月7日付けで、加須市長に対し、本件処分のうち、〇〇〇〇円を超える部分は違法であるとして、本件処分の一部の取消しを求めて審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

## 1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分について、次の理由から、本件処分の金額〇〇〇〇円には、法令違反、誤りによる部分が含まれており、金〇〇〇〇円についてのみ、取消しを求める。

- (1) 差押調書謄本に記載された国民健康保険税の未納税額は、過去の経緯、裁判、大阪市役所の実施例により、課税の根拠がないことが明らかである。
- (2) 処分庁は、審査請求人が、平成22年8月4日、処分庁を被告とするさいたま地方裁判所に提起した国民健康保険税処分取消請求事件（さいたま地方裁判所平成22年（行ウ）第19号事件。以下「国民健康保険税処分取消請求事件」という。）において、審査請求人には本件審査請求に係る国民健康保険税（以下「本件国民健康保険税」という。）の納税義務がないと陳述、同事件の判決においても同旨とされている。
- (3) 本件国民健康保険税は、納期限翌日、督促中断からの消滅時効（5年）が成立している。また、債務の承認からの消滅時効も、本債権の納税実績はなく、消滅時効が成立している。
- (4) 審査請求をしない金〇〇〇〇円については、延滞金として納付を合意していた分割別債権分であり、処分庁が受取りを拒否しているものである。
- (5) 本件国民健康保険税の延滞金計算において、うるう年の扱いに法令違反があり、金〇〇〇〇円ではなく、金〇〇〇〇円である。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件国民健康保険税は、審査請求人が自己都合により離職（社会保険離脱）し、処分庁へ国民健康保険の加入届出を行ったことに伴い、加須市国民健康保険税条例（平成22年加須市条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づいて、審査請求人の所得、資産等に応じて算定しており、適正に課税されている。
- (2) 審査請求人は、処分庁へ所得の激減を理由とする市税等減免申請書を提出したが、処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）第707条の規定による必要な調査の結果、納税資力が認められたため、条例第27条に掲げる減免基準に該当しないと判断し、市税等減免申請棄却通知書を送付したものである。

なお、審査請求人は、大阪市の国民健康保険税の減免基準を持ち出し、処分庁が減免しないことの違法性を主張しているが、大阪市の減免基準を処分庁の本件国民健康保険税の減免基準に適用することはできない。

- (3) 審査請求人は、処分庁が、審査請求人計算の延滞金の受領を拒否していると主張するが、地方税法第20条の9の4第2項の規定により、未納の国民健康保険税がある場合は、当該未納の国民健康保険税に優先充当されるものであり、審査請求人の主張する延滞金への充当は認められない。
- (4) 処分庁が、国民健康保険税処分取消請求事件において、審査請求人には納税義務がない旨陳述したのは、その当時の納税義務者は、世帯の構成員にすぎない審査請求人ではなく、擬制世帯主である審査請求人の父であるとの主旨からである。
- (5) 処分庁は、本件国民健康保険税の納税通知書は、当時、擬制世帯主として納

税義務者であった審査請求人の父に送付している。その後、審査請求人の父の死亡に伴い、審査請求人から処分庁に相続人代表者指定届が提出されていること及び遺産分割協議の成立により正式に審査請求人が相続人になったこと並びに処分庁の調査の結果、審査請求人から相続放棄の手續及び限定承認の申述がされていないことから、審査請求人が本件国民健康保険税の納税義務を承継していることは明らかであり、また、審査請求人もそれを自認している。

(6) 審査請求人は、国民健康保険税を独自に計算し、平成23年6月20日、平成20年度分として〇〇〇〇円を処分庁に納付し、更に、平成24年1月24日、平成20年度分として〇〇〇〇円及び平成21年度分として〇〇〇〇円をそれぞれ処分庁に納付している。それは、本件国民健康保険税の中断事由に該当し、本件国民健康保険税について、5年の消滅時効は成立せず、審査請求人に納税義務は存在する。

(7) 本件国民健康保険税の延滞金（以下「延滞金」という。）の計算は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律（昭和45年法律第13号）第25条及び加須市税条例（平成22年加須市条例第52号）第20条の規定に基づき適正に計算されており、審査請求人が主張する法令違反はない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 地方税法第728条第1項において、滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、地方団体の徴税吏員は、当該国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない旨が規定されており、徴税吏員に差押えの実施を義務付けている。

また、地方税法第728条第7項において、国民健康保険税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例による旨が規定されているとともに、同法第62条第1項において、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨が規定されている。

(2) 国税徴収法第67条第1項において、徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる旨が規定されており、同法第128条第1項において、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭は、同法第5章（滞納処分）第4節（換価代金等の配当）の定めるところにより配当しなければならない旨が規定されている。

また、国税徴収法第131条の規定において、債権を配当しようとするときは、配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、滞納者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない旨が規定されている。

(3) 地方税法第723条第1項において、国民健康保険税の納税者は、納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法令で定められた割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない旨が規定されている。

また、利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条及び加須市税条例第20条において、延滞金の計算は、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする旨が規定されている。

(4) 地方税法第18条第1項において、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する旨が規定されている。

また、地方税法第18条第3項において、地方税の徴収権の時効については、別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨が規定されている。

加えて、地方税法第18条の2第1項において、地方税の徴収権の時効は、督促状を発した日から中断し、当該督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間を経過した時から更に進行する旨が規定されている。

## 2 本件処分について

### (1) 本件処分の前提について

ア 本件処分に係る本件国民健康保険税は、審査請求人が処分庁に国民健康保険の加入の届出を行ったことに伴い、処分庁が、地方税法第703条の4第28項及び条例第1条第2項の規定に基づき、審査請求人の父を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなし(擬制世帯主)て、審査請求人の所得(所得割額)、被保険者数(均等割額)及び世帯(平等割額)に応じて、国民健康保険の資格を取得した日まで遡って算定されたものであり、法令に基づき適正に課税されたものと認められる。

イ 処分庁は、平成22年4月14日、審査請求人の父を納税義務者として、本件国民健康保険税の納税通知書を送付しているとともに、平成23年1月26日、同人に督促状を送付している。

ウ 納税義務者である審査請求人の父が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことに伴い、①審査請求人から処分庁に相続人代表者指定届が提出されていること、②処分庁がさいたま家庭裁判所久喜出張所に相続放棄及び限定承認の申述受理の有無について照会した結果、同出張所から、申述は見当たらない旨の回答を得ていること、③処分庁が、審査請求人から父の債権、債務等の一切を取得、承継したとの通知を受け、さいたま地方法務局久喜支局で確認した結果、平成24年3月20日付けで審査請求人の父の相続人である審査請求人及び審査請求人の姉との間で遺産分割協議が成立し、審査請求人が納税義務者である父の債権、債務等の一切を取得・承継していることなどから、審査請求人が本件国民健

康保険税の納税義務を承継していると認められる。なお、審査請求人は、国民健康保険税処分取消請求事件において、処分庁が審査請求人には本件国民健康保険税の納税義務がないことを自認し、同事件の受訴裁判所においてもそれを認めていると主張しているが、これは同事件が提起された当時の本件国民健康保険税の納税義務者は、擬制世帯主である審査請求人の父であり、当該世帯の構成員であった審査請求人ではない旨を主張しているにすぎないものである。

エ 審査請求人は、平成24年1月24日、課税されている本件国民健康保険税のうち、平成20年度分〇〇〇〇円及び平成21年度分〇〇〇〇円を納付している。これは、地方税法第18条の2に規定する時効中断事由であり、同法第18条第1項の規定により当該納付をした日から5年を経過していないため、本件国民健康保険税は、時効により消滅していないことが認められる。

オ 処分庁は、延滞金の計算を、利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条及び加須市税条例第20条の規定に基づき、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と規定されており、法令に基づき適正に計算しているものと認められる。

以上のことから、審査請求人には、本件国民健康保険税について、納税義務があり、かつ、処分庁が課税した国民健康保険税を納付すべき義務があると認められる。

#### (2) 本件処分の適法性について

処分庁は、審査請求人に対し、再三にわたり納税を促してきたが納付に至らず、また、地方税法第18条の規定による本件国民健康保険税の消滅時効が迫っており、このままでは自主納付での完納は望めないと判断した。

そのため、地方税法第728条の規定に基づき滞納している本件国民健康保険税及び延滞金を徴収するため、同法第707条の規定に基づき金融機関に対して、審査請求人の預金調査を実施した。その結果、納税の資力があると認められたため、差押えを実施することを決定した。

そして、平成29年1月10日付けで国税徴収法第62条第1項の規定に基づき第三債務者である〇〇銀行〇〇支店に債権差押通知書を送達して、納税義務者である審査請求人の預金債権の差押えを行い、同日付けで同法第67条の規定に基づき差押えた債権を取立て、同月13日付けで第三債務者から給付を受けた金銭の全額を差押えに係る本件国民健康保険税及び延滞金に配当することを決定し、同法第131条の規定に基づき配当計算書を作成して、その謄本を審査請求人に送付したものである。

よって、本件処分の一連の手續に瑕疵は見受けられず、本件処分は適法になされていると認められる。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、大阪市の国民健康保険税の減免基準として、大阪市の実施例を挙げているが、処分庁が、本件国民健康保険税の減免について、審査請求人の

主張する大阪市の実施例によらず、処分庁の条例に基づき判断することは、地方税法第717条の規定において、地方団体の長は、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該国民健康保険税を減免することができる旨が規定されており、それを受けて処分庁は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を経て条例を制定し、条例第27条において国民健康保険税の減免基準を定めているからである。

よって、大阪市の減免基準を処分庁の本件国民健康保険税の減免基準に適用することはできない。

また、審査請求人が主張する審査請求人が計算した延滞金〇〇〇〇円の延滞金への充当については、処分庁は受取りを拒否しているのではなく、地方税法第20条の9の4第2項の規定において、納税者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付した場合において、納税者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする旨が規定されており、処分庁の審査請求人に係る未納の本件国民健康保険税に対する優先充当は、法令に基づくものであり、延滞金への充当は認められない。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月8日

審査庁 加須市長 大橋 良一

### 教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起

算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、判決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても判決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。